

平成21年8月3日

各 位

会 社 名 株式会社マネーパートナーズグループ  
代表者名 代表取締役社長 奥山 泰全  
(コード 8732 大証ヘラクレス)  
問合せ先 取締役CFO 中西 典彦  
(TEL. 03-4540-3804)

### 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正について

平成21年7月31日に「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（以下、「改正内閣府令」といいます。）」の内容が公表され、同内閣府令が平成21年8月3日に公布、平成22年8月1日より施行されることとなりましたので、当社グループの対応状況等をお知らせいたします。

今回公布された改正内閣府令は、平成21年5月29日に金融庁より公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）（以下、「改正内閣府令（案）」といいます。）」から一部修正が加えられていますが、規制の内容については改正内閣府令（案）とほぼ同様の内容となっており、当社グループの対応状況等についても平成21年6月1日付「平成21年5月29日公表の金融庁パブリックコメントについて」と基本的に変わるところはありません。

今回の規制は外国為替証拠金取引市場全体に影響を与えるものであり、その影響度合いは金融商品取引業者によって提供サービスの態様等に応じてまちまちであると思われることから、当社グループへの定量的な影響は算定することができません。

平成22年8月1日からの改正内閣府令の施行に伴い、当社グループは、当社グループの提供する外国為替証拠金取引における証拠金倍率（レバレッジ）について大幅な見直しを余儀なくされることとなるものの、今後当社グループが選択し得る様々な代替手段等の実施により当社グループの収益基盤への悪影響の回避に努めてまいります。

なお、本件に伴う当期の業績等への影響はありません。

以 上